

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料の決め方



一人一人の介護保険料は「基準額」をもとに、所得に応じて保険料を決定します。

なお、介護保険料の基準額は3年ごとに見直されます。所得に応じた保険料設定を下表のとおり国の基準の9段階としています。

また、第1段階～第3段階の保険料率については、公費負担により、第1段階は0.5を0.3、第2段階は0.75を0.5、第3段階は0.75を0.7にそれぞれ軽減しています。

<基準額の算定方法>

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{基準額(月額)}} \\
 \boxed{5,800\text{円}}
 \end{array}
 = \frac{\boxed{\text{市で必要な介護サービスの総費用(3年間)}} \times \boxed{\text{第1号被保険者の負担額(23\%)}}{\boxed{\text{第1号被保険者の人数(3年間)}}} \div \boxed{12\text{か月}}$$

<令和4年度の介護保険料>

所得段階	住民税課税状況		本人の所得・収入金額 等	保険料率	保険料 (月額・円)	保険料 (年額・円)
	本人	世帯				
第1段階	非課税	非課税	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者 前年のその他の合計所得+課税年金収入額 80万円以下	基準額×0.3	1,740	20,880
第2段階	非課税	非課税	前年のその他の合計所得+課税年金収入額 80万円超 120万円以下	基準額×0.5	2,900	34,800
第3段階	非課税	非課税	前年のその他の合計所得+課税年金収入額 120万円超	基準額×0.7	4,060	48,720
第4段階	非課税	課税	前年のその他の合計所得+課税年金収入額 80万円以下	基準額×0.9	5,220	62,640
第5段階 (基準)	非課税	課税	前年のその他の合計所得+課税年金収入額 80万円超	基準額	5,800	69,600
第6段階	課税	—	前年の合計所得 120万円未満	基準額×1.2	6,960	83,520
第7段階	課税	—	前年の合計所得 120万円以上210万円未満	基準額×1.3	7,540	90,480
第8段階	課税	—	前年の合計所得 210万円以上320万円未満	基準額×1.5	8,700	104,400
第9段階	課税	—	前年の合計所得 320万円以上	基準額×1.7	9,860	118,320

【合計所得】収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額で、扶養控除、医療費控除等の所得控除前の金額。

【その他の合計所得】合計所得金額から年金所得金額を控除した金額。

※合計所得金額（その他の合計所得）は、分離譲渡所得に係る特別控除額を考慮しています。